令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢者施設等への事業継続に向けた支援として、神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援金の支給対象者等）

第２条　支援金の支給対象者は、別表に掲げる高齢者施設等のうち次の要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

(1) 神奈川県内に所在するもの（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市に所在するものを除く）

(2) 令和８年１月１日以前に神奈川県又は所管市町村の指定等を受けて、申請日時点で現に運営しているもの

(3) 事業者の事業計画上、令和８年３月 31 日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であるもの

２　支援金の支給を受けた支給対象事業者は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

（支援金額）

第３条　支援金の支給額は、別表の支給単価のとおりとする。

（支援金の申請）

第４条　支援金の支給を受けようとする者は、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金に係る支給申請書（第１号様式）に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業所・施設別申請額一覧（第１号様式別添１）

(2) 役員等氏名一覧表（第１号様式別添２）

(3) 申請に係る施設・事業所（令和６年度下半期分の本支援金の支給を受けたものを除く。次号において同じ。）の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類

(4) 令和７年 10 月サービス提供分以降、申請に係る施設・事業所の直近の介護給付費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類

(5) その他知事が必要と認める書類

２　支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る前項に規

定する申請を一括して行うものとする。

３　第１項の申請は、e-kanagawa 神奈川県電子申請システムを用いて行うものとする。ただし、これにより難いと知事が認める場合はこの限りでない。

（暴力団排除）

第５条　神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、第４条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの

２　知事は、必要に応じ支援金の支給を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　知事は、支援金の支給を受けた事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の支給決定）

第６条　知事は、第４条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、支援金の支給決定をしたときは令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給決定通知書（第２号様式）により、支援金を支給しないと決定したときは、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書（第３号様式）により通知するものとする。

２　知事は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

（報告及び調査）

第７条　知事は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（決定の取消し）

第８条　知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給決定取消通知書（第４号様式）により支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

(2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合

(3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

（支援金の返還）

第９条　知事は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（書類の整備等）

第10条　支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

２　支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第 11 条　支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第 12 条　その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年 11 月 25 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年 12 月 18 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年７月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年２月 12 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年 12 月 19 日から施行する。

別表

区分	事業所・施設種別	支給単価
1	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	1事業所当たり30,000円
2	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり80,000円
3	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護	1事業所当たり50,000円
4	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	令和８年１月１日時点における定員１人当たり15,000円
5	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る）	

備考

1　各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

2　介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、１つの事業所・施設として取り扱う。

3　介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は上表の訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、１つの事業所として取り扱う。

4　介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次の各号のいずれかに該当するものに限り支給の対象とする。

(1) 令和６年１月から令和６年12月までの間における介護報酬受領額が100万円を超えるもの

(2) 令和７年１月サービス提供分を含む直近12か月における介護報酬受領額が100万円を超えるもの

(3) 申請日において、開設後の営業月数が12か月に満たない保険医療機関にあっては、令和６年１月以降に受領した介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに12を乗じて得た額が100万円を超えるもの

5　高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。

第１号様式

令和　年　月　日

神奈川県知事　殿

（法人等の住所）
（法人等の名称）
（代表者職名・氏名）

令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金に係る支給申請書

令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱第４条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金の支給を申請します。なお、その支給を受けるにあたっては、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱を遵守します。

申請額　　円

１　本支援金の申請に当たって、次の事項を誓約します。
(1) 事業所・施設別申請額一覧に記載した高齢者施設等（以下「申請施設等」という。）は、現に運営しており、令和８年３月 31 日までの間、事業の廃止又は事業の休止をせず、運営を継続する予定です。
(2) 支援金の支給を受けた場合、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めます。
(3) 代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者はおりません。
(4) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。
２　なお、申請後に、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、県からの求めがあった場合は確認に必要な個人情報の提出に応じ、情報を神奈川県警察本部に照会することについて、代表者及び役員全員が同意しています。

（添付書類）
１　事業所・施設別申請額一覧（別添１）
２　役員等氏名一覧表（別添２）
３　申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
４　令和７年 10 月サービス提供分以降、直近の介護給付費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類
ただし、令和６年度下半期分の本支援金を受給している申請施設等については、３及び４の書類の添付は不要

申請法人住所		〒
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

口座振込申出書

本申請について、支給決定を受けた場合、支援金は次の口座に振り込んでください。

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
口座種別			
口座番号			
口座名義（漢字）		（カナ）※	

（添付書類）通帳の表紙の裏面の写し

※通帳の表紙の裏面の写しに記載の口座名義（カナ）が一致していることを確認すること。

※口座名義が法人代表者以外の場合（口座名義が事業所名や代表者個人名を含む)、委任状を提出すること。

（第１号様式別添１）事業所・施設別申請額一覧（サービス別一覧）

No.	介護保険事業所番号	事業所･施設名	サービス種別	定員	電話番号	郵便番号	住所	事業の開始日	申請日時点での事業実施状況	令和7年度中の運営状況	本支援金受給実績の有無	当該事業者･施設に係る支給申請額(千円)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												

（第１号様式別添２）

役員等氏名一覧表

年　　月　　日現在

役職名	氏　名	氏名のカナ	生年月日 (大正T、昭和S、平成H)	性別 (男・女)	住　所
代表者					

記載された全ての者は、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団　体　名
代表者氏名

注 (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載
(2) 補助事業者が法人の場合、代表者およびすべての役員について記載
(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

第２号様式

高福第　号
令和　年　月　日

令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給決定通知書

様

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

付けで申請のありました令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金の支給については、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）の規定により次のとおり決定したので、通知します。

１　支給金額　　円

２　支給条件

(1)　この支援金の対象となる事業は、　　付けで申請のあった高齢者施設等における事業とします。

(2) 次の場合、この支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る支援金を返還させ、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

イ 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合

ウ その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(3) この支援金は、支給決定通知後、速やかに支給するものとします。

(4)　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支給金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければなりません。

また、支給事業者が保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

(5)　所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。

(6)　この支援金の支給の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この支給決定通知書を受理した日から 10 日を経過した日までに申請の取り下げをすることができます。

問合せ先
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
物価高騰支援金担当
電話　(045)

第３号様式

高福　第　号
年　月　日

令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金不支給決定通知書

様

神奈川県知事

申請のありました、令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金については、不支給とすることを決定したので通知します。

１　不支給の理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

第４号様式

高 福　　第　　号
年　　月　　日

令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金支給決定取消通知書

様

神奈川県知事

　　年　　月　　日　　高福　　第　　　　号で支給決定しました令和７年度神奈川県高齢者施設等物価高騰対応支援金につきまして、支給決定を取り消しましたので通知します。

１　支給決定取消理由

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。